

## 第30回山形県環境影響評価審査会議事録

1 日 時：平成29年5月26日（金）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場 所：山形県庁1003会議室

3 議 事

①（仮称）鶴岡八森山風力発電事業環境影響評価準備書に対する山形県環境影響評価審査会の意見について

②（仮称）吾妻高原風力発電事業環境影響評価方法書に対する山形県環境影響評価審査会の意見について

4 出 席 者（敬称略）

（委 員）中島 和夫（会長）、上木 厚子、小杉 健二、後藤 三千代、野堀 嘉裕、東 玲子、横山 潤

（事務局）みどり自然課 課 長 佐々木 紀子  
課長補佐（環境影響評価・温泉保全担当） 小畠 義一  
環境影響評価主査（兼）温泉保全係長 後藤 陽一

（事業者）

①（仮称）鶴岡八森山風力発電事業

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 岩澤 桃子、能城 愛  
株式会社いわて 黒川 忠之、益子 理、星 周次

②（仮称）吾妻高原風力発電事業

株式会社吾妻高原ウインドファーム 長澤 裕子  
ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 高木 秀樹  
一般財団法人日本気象協会 河見 博文、村井 康浩、竹岳 秀陽

5 傍 聴 者：3人

6 議事内容（議長：中島会長）

事務局： ただ今から、第30回山形県環境影響評価審査会を開会します。はじめに、みどり自然課長の佐々木から御挨拶を申し上げます。

佐々木課長：（あいさつ）

事務局：ここで、資料の確認をお願いします。本日お配りしております資料は、次第と委員名簿、（仮称）鶴岡八森山風力発電事業環境影響評価準備書と関係資料1から9、別添フォトモンタージュ資料、（仮称）吾妻高原風力発電事業環境影響評価方法書と関係資料1から7、参考資料1から3です。足りないものがあれば、お知らせください。

本日は7名の御出席をいただいています。山形県環境影響評価条例第45条第3項の規定により、本日の審査会は成立することを御報告いたします。

それでは、ここからの議事の進行は中島会長にお願いいたします。

中島会長： 中島です。お忙しいところお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。本日は風力発電の案件が2件ということになっておりますがこの風力発電というのは環境に与える影響、特に生態系に与える影響は非常に大きなものがあると思いますので、是非とも皆さんそれぞれのご専門

の立場から、しっかりご審議いただければと思います。

それでは本日は3名の方が一般傍聴を希望されており、これを許可しましたので、お知らせします。それから報道関係の方も3社いらっしゃるということで、カメラによる撮影につきましては、審議に支障のないようご配慮をお願いしたいと思います。

では、事務局の方から本日の議事を説明してください。

事務局： 本日の議題は、平成29年5月2日付で山形県知事から意見を求められております（仮称）鶴岡八森山風力発電事業環境影響評価準備書及び（仮称）吾妻高原風力発電事業環境影響評価方法書でございます。いずれの案件につきましても、事業者に来ていただいておりますので、質問がある場合には回答をお願いすることとしております。

中島会長： それでは審議に入る前に、議事録署名人を指名します。本日は東委員と横山委員にお願いします。よろしくお願いします。

それでは審議に入りたいと思います。先ほどもありましたけれども、審議の中で、事業者への質問が必要になった場合は、一括して行うこととします。始めの議題は（仮称）鶴岡八森山風力発電事業環境影響評価準備書に対する山形県環境影響評価審査会の意見についてです。それでは改めて、事務局の方から事業の概要を説明してください。

事務局：（事業概要及び資料について説明）

中島会長： ありがとうございました。それでは、意見を出していただければと思います。特にこの案件は、集落に比較的近いということ、また自然が非常に豊かであるということ、という特徴がありますし、前回の方法書から違うのは、風車の予定地が正式に決まった、ということが大きいので、具体的に検討できることが多いのではないかと思います。そのことを踏まえ、皆さんからのご意見をいただきたいと思います。

野堀委員： 別添資料のモンタージュに関しまして、完成後の写真を見てみると、ブレードが杉の頭を叩くように見えるのですが、そのようなことはあるのでしょうか。

中島会長： 事務局は何かありますか。

事務局： この資料につきましては、資料I-9の7番に記載ございますが、東委員から事前にご意見をいただいて、風車ナンバーを加えたモンタージュ写真ということで事業者から作成、提出いただいた資料でございます。モンタージュでの風車高さについての情報は持ち合わせておりませんので、のちほど事業者の方に質問していただいて、回答を伺えればと思いますが、いかがでしょうか。

野堀委員： 以前の審査会の時に、民有林の上に風車が来る場合の、ブレードとの関係を一度聞いた記憶があります。十分に高さ、空間があるという風に言わされた記憶があるのですが、それにしてもこれは、本当に杉の頭すぐのところをブレードが回っていくように見えます。このモンタージュのせいなのかどうかを、チェックだけはしておいた方がいいのではないか、という質

間です。杉は30メートルとか35メートルくらいまで成長しますから、林業者への補償みたいなものも配慮されるのかどうかとか、林業を行っている人達への影響ですね。ずっと上の方で回っているなら問題ありませんが、近いように見えましたので。

事務局：準備書46ページに、風力発電機の外形があります。

野堀委員：ハブの高さが94メートルで、ローター直径が108メートルだから、およそ40メートルのところですね。このあたりの杉の民有林は成長が割といいので、40メートルまでいくことはまずありませんが、35メートルは確実に越えると思うので、ギリギリまで来るのではないかと思います。

中島会長：それに関連して、要約書の23ページには、1号機の具体的な設置場所が書かれてありますが、その回りの木を伐採することがないのかどうか、ということがちょっと気になります。もし伐採するとすれば、どの程度のものが伐採されるのでしょうか。

事務局：準備書926ページ、一番上の表10.1.9-1「工事に伴い発生する産業廃棄物の種類及び量」の中で、「伐採木」の発生量が775トンとあります。

単純に1トン当たり1立方メートルとすれば、775立方メートルの木が、地形の改変に伴って伐採される、と考えていただいていいのではないでしょか。

野堀委員：風車が7機で、大体1機当たり100トン位の伐採になるということは、1本1トンだとすると、風車1機に対して100本くらい切るということ。そうすると、100本切るということは、大体ブレードの範囲内の真下を全部伐採する、という理解ができそうです。

中島会長：そのあたりも含めて事業者に後ほど質問してみたいと思います。では、次の質問がありましたらお願ひします。

横山委員：植物のことで、発見された重要種に対して、イイヌマムカゴという植物は、ほとんど改変区域内でしか発見されていないので、これらは全数移植対応ということで、そうせざるを得ないんですけれども、それ以外の、例えば改変区域内あるいは改変区域から20メートルの範囲内にある程度の個体数が発見されているコシノカンアオイ、ヤマトアオダモ、レンプクソウ、リョウウアザミ、コシノコバイモ、といった植物に対して、保全措置を取らない、という判断をした理由は何かあるのでしょうか。

要するに「他のところにたくさんあるから」という基準ですけれども、どのくらいを「たくさんある」と判断されているのか不明瞭だと思います。「個体数の何パーセントを削るのは、さすがに影響があるので、まずいだろう」という何か数値的な基準は示されているのでしょうか。

中島会長：事務局、いかがでしょうか。

事務局：判断基準があるのかどうかということについては、事業者に聞いてみないと分かりませんが、準備書745ページの「なお、事業に伴う間接影響については、以下のとおり整理した。」に続く記述を読み上げますと、「重要な植物への間接影響については、既往文献において、林縁から10~20

メートルの範囲で種組成に変化がみられたという知見が報告されており、本事業においても一部の種の生育環境に対して同様の影響がみられる可能性がある。よって本事業では、重要な植物を対象に、文献に従い改変区域から 20 メートルの範囲を影響範囲として設定し、生育環境への間接影響について予測評価を行った。

ただし、文献の調査対象地と本事業では、道路の規格、周辺植生、標高、地形、風当たり、土壤等の条件が異なることから、影響の程度が異なる可能性がある。このため、一律に影響範囲を設定し、移植等の環境保全措置を講じた場合、本来生育環境に影響がない個体に対しては過剰な保全措置となる可能性がある。」ということです。

続いて、林縁から 20 メートルということについては、以降で事後調査を実施する、ということで記載があります。それに伴う保全措置を講ずることとしていることから、何もしないということではない、と思われます。ただ、判断基準があるかどうかについては、確認しないとわかりません。

横山委員 : 例えばコシノカンアオイは、改変区域内に 170 個体で、改変区域から 20 メートルの範囲で 387 個体。このふたつを合わせると、550 個体程度になり、周辺区域 2,000 個体で、そのうちの 20 パーセントくらいが、もしかすると最大で影響を受けるかもしれない。その 20 パーセントをどう捉えるかなんですかけれども、もし 10 パーセントくらいでごく影響が出てしまうとすると、20 メートルの範囲で影響が出来て事後調査をしたけれども、結局だめでした、となつたときに取り返しがつかなくなるので、ちょっと安全側に振っておいた方がいいのではないかと思います。せめて改変区域内の個体は全数移植する、というようなことを検討してもいいのではないでしょうか。そのあたりは是非、確認していただきたいです。

中島会長 : ありがとうございます。ではまたのちほど、事業者に質問したいと思います。では、その他のご意見ありましたら、お願いします。

後藤委員 : クマタカですけれども、非常に多くの希少鳥類の種類が見つかっていて、繁殖活動を行っているものも多く、猛禽類の宝庫のような場所かと感じています。その中で、クマタカは 5 つがい見つかっており、しかも実施対象区に行動範囲がある。5 つがいの繁殖場所、境界地域になるわけで、何か大きな事業をやれば影響が出る、ということは目に見えています。クマタカというのは、ユーラシア大陸の東南アジアに生息する鳥で、日本はその北限に位置しており、日本固有種に近い、非常に貴重な亜種です。森林が徐々に減ってきており、種の保存とかあるいは絶滅危惧種という非常に高度なところに位置付けられているクマタカが 5 つがいも見つかって、まさに対象地域を占有している、ということで非常に大きな影響を与えるだろう、ということが考えられるわけです。それに対して、影響がどうかということが 655 ページに載っていますが、これを見て、ちょっと問題があると思いました。まず、繁殖時期が 4 月から 7 月とありますが、これには 1 月から 3 月までの営巣期が含まれていません。3 月から 5 月までは産

卵・抱卵期で、7月以降、幼鳥巣立ち後の世話をする活動が翌年まで続きます。つまりクマタカにとって繁殖活動は、通年ということになるのですが、この期間を非常に狭め、わずか4月から7月の約3ヶ月と記載しているのは、少し問題だと思います。

そのことがその後に影響してくるのですが、まずひとつは「改変による生息環境の減少・喪失」ということで、広葉樹林、針葉樹林、草地、耕作地の改変する割合が、大体2パーセント以下と非常に少ないので問題はない、と記載されているんですけども、クマタカというのは非常に神経質で繊細な鳥で、これまでクマタカ生態研究会の人達も色々調べているのですが、写真撮影をするだけで放棄してしまうほどデリケートなんです。ですから、面積の問題もあるかもしれません、もうひとつは縄張りの中に、そういうものが作られていく、ということ自体に対する警戒心であるとか、恐怖心を与えるだろうと思います。

それから、繁殖活動について、縄張りが実施区域の外にあるから大丈夫、というような話になっているんですけども、実施区域が先にあるわけではなくて、縄張りの中に実施区域を作った、ということなので、鳥にとって実施区域は意味はないです。自分たちのいるところに、そういうものが建ったということが一番の問題であると。実施区域の外か中かは問題ではないし、巣から500メートルあるから大丈夫、ということではありません。繁殖の縄張りと言うのは大体、半径2キロメートルの範囲だという風に言われています。広島でも同じような調査があって、そこにも5つがいが生息していたんですけども、そこでは大体平均して13平方キロメートルがひとつの縄張り、半径で言うとおよそ2キロメートルでした。ですから500メートルということは、むしろその四分の一くらいの非常に近い場所で、影響が大きく出る、という風に考えてもいいのかなと思います。「繁殖活動に配慮しながら工事を実施する」という風に記載されていますけども、繁殖活動はほぼ通年なので、活動に配慮しながら工事をすることは難しいと思います。

最後に、この「風力発電機設置後のモニタリング調査」で様子を見る、という記載もありますけども、いなくなってしまえば後の祭り、というか、いなくなってしまった後に、やっぱりだめでした、という結論を作られても困ります。そうではなく、やはり前もって大丈夫、というものを作らなくてはいけない。

要するに言いたいことは、この案では、この対策では、影響を及ぼさないことは難しいだろうということです。調査を行っていることでもありますし、何とか影響を及ぼさない方法がないものかと思うのですが、やはりこういうところに作ること自体に問題があるのではないか、むしろ近くでもいいので、影響のないところを探して、作ったほうがいいのではないかというのが結論です。いかがでしょうか。

中島会長：幾つか、重要なご指摘をいただいたと思います。私は専門ではないもの

ですから、その繁殖期の記載の仕方が問題であったり、「改変の割合が小さいから問題はない」という技術に関する問題であったり、或いは縄張りのところに生活圏の中で建物を作るということ自体が問題であろうし、「500メートル離れているから大丈夫」ということが問題であったり、重要なご指摘だったと思うのですが、委員の方からそのあたりのことについて、ご意見ありませんでしょうか。

後藤委員 : この対策で本当に影響を除くことができるのでしょうか。できる、ということであれば、それをお聞きしたいと思います。

中島会長 : それでは、そのあたりのところを後ほど業者に聞くという格好にさせていただきます。その他にございますでしょうか。

野堀委員 : 前回の審査会で私は、「つるおか森の散歩道」のコースの中の、どこに風車が建つか、という質問をさせていただいて、今回その回答が出てきました。1号機と2号機が完全にコースの中に入っていて、それに対する対応が、898ページから899ページにかけて記載されています。

特に気になる点として、ブレードが歩道の真上に来るところが何メートルかあるんですけれども、そこに対する対応の評価の結果として、「つるおか森の散歩道及び八森山レクリエーション広場の利用に制限をかけるような立入制限は設けない」とのことなので、真下を歩くことになります。

続いて「風力発電機のブレードの旋回範囲の前後に上空でブレードが回転することに対する注意喚起の看板」という記載があるのですが、これは何に対する注意なのでしょうか。もし注意するようなことがあるならば、本来、その周辺を避けるように、例えば鶴岡市に対してコースを迂回するように提案してもらい、散歩道自体を少しずらすような提案をする方が影響評価に近づくのではないかと感じます。看板をつけただけで道はそのまま、というのは、影響評価、私の立場からすると、なっていない、と思います。ブレードの下を迂回するような新しいコースを事業者から鶴岡市に提案してもらって、鶴岡市がそれを受けて了解してもらえば、その方がずっとリーズナブルではないかという気がします。

中島会長 : 確かに、注意喚起の看板というのはおかしいですね。それほど危ないものをわざわざ作るというのも、問題があると思います。これも重要な指摘だと思いますので、後ほど事業者に質問を兼ねて問い合わせたいと思います、ありがとうございます。その他にございますでしょうか。

上木委員 : クマタカとか鳥類に関する議論ですけれども、もともとここは植林地ですね。クマタカの住処や行動範囲にも致命的な影響が出ないようにしなければならないと思うんですけれども、植林なのでいずれ伐採される可能性がある。こうした問題について配慮はなされないのでしょうか。植林地での希少動物に対する環境アセスメントとはどう考えるべきなのでしょうか。自然林だったらその環境での影響を判断できるのでしょうかけれども、総合的にどう考えていったらいいのかなと。杉の植林には営巣しないとは思いますが。

- 野堀委員 : まず杉の木には営巣しないと思います。杉の伐採地があれば、ウサギも出てくるから、餌場として使うと思いますけど、クマタカ自体が営巣する場所は杉の林ではないと思います。
- 上木委員 : 営巣地を中心に考えると、かなり植林地が広いのかなと思います。植林地自体が餌場とか行動範囲になっていますが、いずれ伐採されるので、環境保全といった点から言うと、いずれ彼らにとっては悪いことが起こりうるようなところに営巣しているわけです。クマタカが活動しているからと言っても、そこまで配慮して伐採はしないのではないかと思います。
- 野堀委員 : 準備書の 211 ページに植生図があります。ローターがある周辺はほとんど杉の植林地ですが、583 ページのクマタカの飛んでいる場所や、集中的に重なっている場所は、むしろ広葉樹林に見えます。
- 中島会長 : クマタカというのは、自然に生えている広葉樹林を営巣地として作ることですね。
- 野堀委員 : これは、後藤先生がご専門でいらっしゃるので。
- 後藤委員 : クマタカが営巣する樹木は、色々調べられていて、アカマツが一番多く、次がモミの木、杉もわずかにはある、という調査が報告されています。
- 野堀委員 : アカマツにもあるんですか。
- 後藤委員 : 胸高直径が大きく、高さは 17 メートルから 35 メートルくらいの大木で、上の 75 パーセントくらいに枝が張り出したもの、外から飛んできてこう、スッと入れるような枝のところに、1.5~2 メートルくらいの大きな巣を作ります。そういう条件のあるような場所ということです。
- 中島会長 : クマタカの生態は、今後まとめをするときに少し参考にさせていただきたいと思っております。その他、ご質問なりご意見ございますでしょうか。
- 横山委員 : 今の件に関連して、どちらかというと事務局の方に質問したいと思っているんですけども、今回の事業予定地、土地の所有関係についてはどうなっているんでしょうか。まだ買収とかされていないんですね。
- 事務局 : 資料 I-4、前回の議事録 7 ページの下段に、事業者側から「民地と市有地が対象になり、20 年間貸していただく」という回答がございます。
- 横山委員 : 全然これと関係ないことで、実は少し問題があったこともあるのですが山形県で設定した絶滅危惧種が分布しているところが、たとえばある日突然伐採される、ということが実は起こっている場所もありまして、恐らく情報共有がされていないんですけども。この事業では確かにこういう風に色々議論しても、さきほど上木先生がおっしゃったように、ある日突然伐採されて、全部無に帰する、という可能性は充分にあり得ると思うので、それは確かにもう少し総合的な対策が、これは今回の事業とは直接関係のないところですけれども、必要なのかなという印象は持っています。
- 中島会長 : ありがとうございます。今回の事業には、直接関係はないということでよろしいですね。
- では、その他ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。
- それではいくつかご意見、質問事項を出していただきましたけれども、

質問に関しては事業者に一括して質問するということで、今から事務局の方で整理していただきて、その後に事業者に聞くという形にしたいと思います。ではそれまで休憩に入ります。

(事務局が質問を整理、一時休憩)

- 中島会長 : 時間になりましたので、再開したいと思います。事務局の方で、事業者に質問する項目を読み上げていただきますので、それを確認していただきて、後ほど事業者にはそれぞれの委員の方々から直接質問を出していただくことになると思います。よろしくお願ひします。
- (事務局が質問項目の取りまとめを行い、完了後に再開、事業者入室)
- 中島会長 : 本日は、皆さんにはご出席いただきまして、どうもありがとうございます。山形県環境影響評価審査会会長の中島です。よろしくお願ひします。まず事業者の皆様の紹介をお願いしたいと思います。
- 事業者 : (自己紹介)
- 中島会長 : ありがとうございます。それでは委員の方から、いくつか質問があります。まずは事務局の方で質問項目を読み上げ、その後に委員の方から直接質問を出しますから、事業者の方は回答していただきたいと思います。では事務局、進めてください。
- 事務局 : 本日の審査会では、委員の皆さまから4件の質問がございます。まず始めの質問は、ブレードの高さと杉林への影響についてです。野堀委員からお願ひいたします。
- 野堀委員 : モンタージュ写真を今回初めて拝見したんですけれども、1枚目の写真の下の方、完成後のブレードの回転範囲が杉林の頭を叩くように見えるのですが、そんなことが起こり得るのでしょうか。
- 事業者 : 該当する1号機の平面図を準備書23ページにお示ししております。黄色い丸は風車の位置でございまして、その周辺は概ね40メートル×60メートルの範囲で、ヤードとして平地に伐採して造成する範囲となっておりますので、ご心配なさるようなことは想定されないと考えております。
- 野堀委員 : ブレードの半径範囲くらいは、下に木がないということですね。
- 事業者 : そうですね。かつ、ブレードの最下端ですが、地上からの高さで30メートル以上はございます。
- 野堀委員 : 杉林の最大樹高は35メートルくらいになります。100メートルのタワーで直径が108メートルのブレードだと40メートルくらいの隙間が地上にあるわけですね。
- 事業者 : はい。今回採用する風車の高さが94メートルで、羽の長さが54メートル、ちょうど40メートルくらい隙間が空きます。
- 野堀委員 : 40メートルに達する杉の木というのはあまりありませんが、時々はあるので、真下になればそうした可能性があるのでしょうか。
- 事業者 : そうですね、真下になるとそういう可能性がありますけれども、さきほど申し上げた通り、真下は伐採されておりまますので、ご心配はないということです。

- 野堀委員 : わかりました。
- 中島会長 : はい、ありがとうございます。よろしいですか。
- 野堀委員 : 1箇所について40メートル×60メートルの範囲を伐採するということは、1箇所について100本くらい木を伐採するということですか。
- 事業者 : 植林の密度を把握していなかったので、ちょっとわからないのですが。
- 野堀委員 : 700トンくらいの伐出材積が出るということが準備書に書かれておりましたので、1本1トンと仮定して7箇所のヤードで割ると、1箇所100本くらいかなという計算です。
- 事業者 : かしこまりました、ありがとうございます。
- 中島会長 : はい、ありがとうございます。では、次の質問をお願いします。
- 事務局 : 続いての質問は、植物についての影響保全対策の判断基準の質問です。横山委員、お願いします。
- 横山委員 : よろしくお願いします。準備書746ページに「重要な植物の確認状況」という表があり、その中で「改変区域内」「改変区域から20メートルの範囲」「周辺区域」ということで確認個体数がありまして、イイヌマムカゴに関しては改変区域内にほとんどの個体がありますので、これはこれで措置が必要なのは当然だと思いますが、たとえばコシノカンアオイとかコシノコバイモのように、周辺にもそれなりにあるけれども改変区域内にもある、というときに、どれくらいの個体数であれば保全措置を取ると判断したのか、何パーセント程度だったら保全措置を取ると判断したのか、という基準のようなものはございますか。私の感覚だと、少しこの2種に関して、特にコシノコバイモに関しては改変個体数が7分の1程度に達するので、やはり何かしらの対策が必要ではないかという印象を持っているんですけども。
- 事業者 : 基準は多分30パーセントで計算していると思います。実際にコシノカンアオイであれば、改変区域内に170個体となっていますけれども、改変されない区域にたとえば500個体残っているということが確認されていれば、その個体を無理に移植しなくとも種が存続するということで判断しております。
- 横山委員 : 種の存続はその通りだと思いますが、たとえば地域内に遺伝的な偏りが存在するということも充分考えられると思いますし、それからコシノカンアオイに関しては、比較的安定な環境で長く生きる多年生草本ですので、影響も少ないかもしれないけど、一方でコシノコバイモのように、それほど長命ではない春植物のようなものだと、ある程度の個体数が消失するということが大きな個体数の変動につながる可能性がありうるのではないかと思います。30パーセントという基準であればそれはそれだと思うのですが、もう少し安全側に振ってもいいのかなという印象は持っておりますので、少し移植する対象の植物種を再検討していただく必要があるのではないかと思います。
- 事業者 : そうですね、ご意見参考にさせていただきたいと思います。

- 横山委員 : よろしくお願ひします。
- 中島会長 : ありがとうございます。その30パーセントというのを多少見直しながら種類によってはもう少し移植対象を広げていくということでおよろしいでしょうか。
- 横山委員 : 生態的なことに配慮して、検討していただきたいと思います。
- 事業者 : 先生からもアドバイス等いただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。
- 中島会長 : では、3つ目の質問をお願いします。
- 事務局 : 3つ目の質問は、クマタカの繁殖への影響の考え方についてです。後藤委員、お願ひいたします。
- 後藤委員 : 私の方から、クマタカについて。前々からこの辺りにいるということはわかっていたのですが、具体的に5つがいがいる、ということがはっきりして、その他にも希少猛禽類が見つかっていて、希少な猛禽類の宝庫のような場所だと思っています。その中でも、森の王者と言われるクマタカがこの辺りを中心に繁殖の活動範囲としていることがわかったということなんですが、ちょうどこの実施区域そのものに全部かぶっているという感じになっています。その対策について、例えば655ページに、クマタカに対する影響予測というものが記載されていまして、繁殖時期が4月から7月となっておりますが、もう少し長いものではないかと。一般的に営巣まで含めると1月から7月、クマタカはひとつしか卵を産まず、場合によっては3年に1回しか産卵をしないほど、あまり繁殖力の強くない鳥で、次世代を育てるために非常に時間をかけるので、その繁殖期を4月から7月だけとしてしまうと、心配です。その後に「工事をするのは繁殖時期を避けてやれば、あまり影響ないだろう」という内容の記載もありますが、いったん繁殖活動が見られれば1年は続きますので、1年中影響があると考えた方がいいと思います。繁殖活動がどうというのは、非常に重要なことで、あまり短く考えるのは問題かと思います。

それから、改変する場所について、広葉樹林、針葉樹林、草地、耕作地の全体から見ると2パーセント以内というような状態で、面積が少ないから問題ない、影響は低い、というように断定されているんですけども、この鳥は非常に縛張りというものをしっかりと持っているので、縛張り内で改変があるということは、大きさも関係あるかもしれません、改変があるということ自体が問題になるという場合があるということです。クマタカ研究会の人達の話でも、非常にデリケートで、写真撮影を続けているといなくなってしまう、繁殖活動をやめてしまう、こともあります。警戒心を起こさせてしまうようなものができるということ自体が、大きな問題になります。その点に関して、どのように対応されるのでしょうか。

それから3番目の繁殖行動範囲について、500メートルを基準にしているようなんですかけども、この鳥の行動範囲というのは、広島で5つがいに対する10年間にわたる調査報告では、11から14平方キロメートル、半

径に直すと 2 キロメートル程度です。ですから、500 メートルの中で近いとか近くないとか、範囲に入っているから大丈夫、というのはあまり根拠がないと思われます。たとえば、場所を少しずらして他に移したといつても、縄張りの中を少し移動した程度のことで、あまり意味がありません。縄張りを越えて違う場所に作るというような対応をしなければ、解決にならないと思います。このあたりをどのようにお考えなのかと思います。

それから、モニタリング調査について設置後も行うというのはいいと思うのですが、設置したあとでは後の祭りということもありますので、やはり事前にある程度、難しいのであれば難しい、との判断をしっかりとされた方がいいのではないかと思います。この辺りにいるんじゃないのか、と思われるところにわざわざ作られたというか、私も場合によってはそこを外せば大丈夫かもしれないと思ったのですが、それでもすっかり場所が重なってしまっているので非常に難しいのではないかと思います。もっと重複しない場所を探してきたほうが、いいのではないかと。風力発電自体は問題ないですけれども、影響を与えないということが果たしてできるのか、ということが疑問です。

- 中島会長 : 少し項目が多かったのですが、いかがでしょうか。
- 野堀委員 : 関連した質問をよろしいでしょうか。657 ページに「年間衝突個体数の予測結果（クマタカ）」があり、この数字を見てみると上の表で、メッシュ 1～19 の中で、「環境省モデル」と「球体モデル」で年接触可能個体数が 0.1 と書いてあるのですが、これは 10 年で見ると、1 個体は接触する、というふうになるということですか。仮にこの発電所の計画期間が最低で 20 年とすると、20 年のうちに 1 個体が接触するメッシュが、両方のモデルとも 4 つか 5 つはあるということになってしまいます。この予測を使うと、20 年の中にクマタカを 4～5 個体殺すと言っているようなものではないかと思うのですが、そういうことで理解してよろしいのでしょうか。
- 中島会長 : では、よろしくお願いします。
- 事業者 : まず、繁殖期間についてのご指摘ですが、今読み上げられたのは、文献に書いてあることをそのまま記載しているものでございまして、別のページに環境省のマニュアルに記載されている通り、ご指摘のように 764 ページに、カレンダーを載せてございますけども、1 月から 8 月くらいまでを繁殖期として認識しております。また、この山岳地域においてクマタカはびっちり生息しております、この周辺であればどこの地域にもクマタカが生息しているということはまず認識いただきたいと思います。

行動圏につきましては、同じく 776 ページに環境省の「猛禽類保護の進め方(改訂版)」に記載されている各行動圏、高利用域、営巣中心域、好適採食地というものの定義を載せてございます。この中で、高利用域というものが行動圏に該当するものであります、概ね 1.5 キロメートルくらいの半径の範囲というものを基本として利用しているということでございます。調査の結果、各つがいの行動圏というものは、生態系の項目に記載を

しておりますので、どこからどこまでの範囲をどのつがいが利用しているかということについては記載している通りでございます。基本的には尾根上もしくは谷を基準にして行動圏を区切る、という行動圏の解析方法になっておりますので、八森山の風車を設置する尾根上につきましては、ここに生息している5つがいの行動圏の境界になっている、ということになっております。

500 メートルの記載につきましては、工事中の影響が及ぶ、工事を近くで実施した場合に、クマタカの繁殖活動に影響が及ぶ、ということで 500 メートルと記載しておりますけども、655 ページ「繁殖活動の阻害」という項目の中で記載をしているところでございまして、具体的には「確認された営巣地はいずれも対象事業実施区域外であり、このうち 2 巢については、工事区域から 500 メートル以上離れている」というところから 500 メートルという数字が出てきております。そして A つがいという一番北側にあるクマタカの巣につきましては、当初計画では 500 メートルよりも近いところに風車を建てるという予定がありましたので、こちらをなるべく巣から離す、という方法をとっております。では 500 メートルでなく 1 キロメートルなら影響がないかという議論になってしまふかと思うのですが、実際、道路事業で工事を実施する場合についても、500 メートルで工事を実施した場合に、クマタカの繁殖活動を阻害しない形で工事をするということは可能であります。

そして、風車ができた場合、風車があるとどういう影響が生じるのか、ということになりますけれども、先に別の委員からもご指摘があったように 657 ページに記載の通り、環境省モデル、それから球体モデルというもので計算を実施すると、このような 1 年間だと 0.1 個体というベース、20 年間だとこの 20 倍ではないかというご指摘ですけれども、計算上はそのような数字になってしまいます。ただ、これは回避を 98% の確率で行うという場合のものでありますて、実際には国内でクマタカの衝突している事例というものは 1 件だけ報告されておりまして、ただそれも風車にぶつかつたかどうかということまでは明らかになっておりません。だからといって、クマタカがぶつからない、ということは予測できませんので、クマタカが衝突してしまう可能性はどうしてもあると、これだけたくさんクマタカが集中しているところなので、クマタカが風車にぶつかってしまう可能性はあるということで、事後調査として風車ができたあとに、ここで本当にぶつからないのか、ぶつかってしまうのか、ということも含めて調査を実施する、という結果となります。

野堀委員 : 今、657 ページの表のところですけれども、風車 1 号と 2 号のところが、0.055、0.054 もしくは 0.083、0.080、かなり風車のあるメッシュで確率が高いということなんですが、それよりもっと南側にメッシュがあって、そちらの方では確実に低いということがずっと並んでいますので、たとえば市民の方、普通の人を説得するのであれば、1 号機と 2 号機の風車の場所

をもっと南側の番号の多いメッシュの方にずらす、ということの方が説得性が高いのではないかという気がします。

- 中島会長 : そのへんはいかがでしょうか。
- 事業者 : 風車の位置に関しましては、野堀先生がおっしゃるとおり、クマタカへの影響を回避するという点では、やはり 1 号機 2 号機については懸念される箇所があるとは考えております。とはいっても、弊社としては、できる限り、当初の計画ではさらに北側におこうとしていたこともありますし、なるべく事業性が取れる範囲で検討したのが、今回準備書でお示している風車位置となっております。衝突確率はしっかり根拠を持って計算したものではございますが、予測の不確実性もございますので、そこを確かめるために事後調査をさせていただくという計画です。事後調査というのは、ぶつかったかどうかの事実を確認するだけではなく、実際に、事前調査と同様に、クマタカがそのような飛翔をしているか、といったところを観察する調査を計画しておりますので、風車ができた後、おそらくクマタカの行動が少し変わってくるかと思うんですけれども、そこも含めて把握することができると考えております。
- 中島会長 : 難しいところですけれども、そのあたりでいかがでしょうか。
- 後藤委員 : クマタカがどこにでもたくさんいるという話は、どういう根拠で言われているのでしょうか。
- 事業者 : 東北地方は特にクマタカの多い地域で、環境省がイヌワシ・クマタカの生息分布をメッシュで示しているものが公表されています。
- 後藤委員 : そのメッシュというのは、1994 年ではないですか。最近ですか。
- 事業者 : 1994 年ではなく、平成 16 年 8 月 31 日に環境省のホームページにアップされている「希少猛禽類調査（イヌワシ・クマタカ）の結果について」というものです。ここに全国の生息確認分布がメッシュで採用されています。こちらを見ていただければ、クマタカがこちらのたくさんの地域にいるということが見ていただけます。
- 後藤委員 : それにしても、今全国で千何百といわれていますから、そんなにいるわけではない。非常に限られたところ、本当に森林が保存されているところだと思うのですが。
- 事業者 : どちらかというと、ある程度の標高以上のところには、普遍的にクマタカがいるものだ、というふうに認識をしております。
- 後藤委員 : そんなふうに認識されているわけですか。
- 事業者 : はい、すごくたくさん。
- 後藤委員 : すごくたくさん。どのくらい。
- 事業者 : クマタカでは 1,402 メッシュです。これは全国で確認されたもので、あとでホームページを見ていただければ、私が読み上げるものが書いてあります。
- 後藤委員 : 日本全国で 1,400 ですか。
- 事業者 : 1,402 メッシュです。クマタカは、既存資料等で最低でも 900 ペアが確

認されていて、最小個体数でその2倍の約1,800羽はいる、というふうにここには記載されています。

後藤委員 : 2,000羽いないというのは、非常に少ないですよね。だから、そんなにあちこちにある、というのはちょっと違うのではないかと思います。クマタカにとっては非常に優れた場所というか、国で一生懸命保護しようというところを壊していくのはちょっともったいないなど。

やはり縄張りの中か外か、そこだと思うんですよね。同じ縄張りの中ですから、500メートルだろうが1,000メートルだろうが、縄張りの中では意味がないかなと。ですから、縄張りでないところを探してそちらへ持っていく、というような対策が取れないのかということです。

事業者 : さきほど、野堀先生からの回答でもお話をさせていただいたとおり、事業性も鑑みてできる限りの位置でございますし、縄張りの全てを改変するわけではないということはご理解いただいているかと思うんですけれども、クマタカにどのような影響を及ぼすか、まだ不明なところもあるというふうに私どもは考えておりますので、そこを把握するためにも事後調査をしっかりさせていただきたいと考えております。

中島会長 : 事後調査で、もし何か工事の前とは大きく改変された、もしくはクマタカなどの被害が出たときには、どうされることになるのでしょうか。

事業者 : 工事を始めてすぐ影響が出るかどうかにもよるかと思うのですが、やはりしばらくデータを蓄積した上で、その前後の変化というものをなるべくしっかりと解析できる範囲でさせていただいて、またそこに専門家の先生からもご意見を伺いながら、対策を検討していきたいと思っております。たとえば、工事の工程の管理も、搬送機械については配慮するとかですね、そういういたところが対策かと思っております。

中島会長 : この審査会としては、大きな課題があると考えられるので、そのところを十二分にも配慮して、工事なり事業まで含めてやっていただく、という意見になるかと思いますけれども、ひとまずそういうところでよろしいでしょうか。

(委員より異議なし)

それではもうひとつ質問がございますので、次の質間に移らせていただきます。

事務局 : 4番目の質問は、つるおか森の散歩道に関する環境保全措置についての質問です。野堀委員の方からお願いいいたします。

野堀委員 : 899ページあたりに関わることです。私は、鶴岡市の森林文化都市研究会のメンバーでもありますて、つるおか森の散歩道を選定する委員もやっておりました。この「笠取峠・三瀬里山コース」も何度も歩いているんですけども、そこに風車ができると聞いて、これは両面あるなと思いました。環境問題を考える上でも、ひとつのいい指標になると思っているんですけども、評価結果のところで「風力発電機のブレードの旋回範囲の前に上空でブレードが回転することに対する注意喚起の看板を設置する」

と書いてあり、本来そういうものではないのではないかと。注意するようなものであれば、そこには無い方がいいわけで、むしろ環境と風力発電がどのように調和しているのか、という看板が本来妥当です。それが仮に注意するように考えていらっしゃるのであれば、事業者さんにお願いしたいんですけども、鶴岡市さんに迂回路を作るという提案をした上で、環境との調和自体も保全していく、という発想の方が妥当ではないかと。ここで私が指摘しているのは、上空でブレードが回るところの風車は、1号機と2号機であって、さきほど私が言ったバードストライクの可能性があるところに一致しています。仮に、1号機と2号機をもっと南にずらすことができるのであれば、その影響は市民との関わり合いの中では解消され、万が一そこに作るとしたら、クマタカのことは置いておいて、人間自分が真下を通らないように迂回路を作るということも事業者の仕事のひとつなのではないかと思っております。以上です。

- 中島会長 : いかがでしょうか。
- 事業者 : ご意見ありがとうございます。今回、準備書でお示しした1号機と2号機の横につるおか森の散歩道が入っていることに関しましては、同じ資料を用いて鶴岡市の環境課様とお話させていただいております。そのお話し合いで、やはりブレードの下を通ることを望ましくないと思う住民の方もおられると思うので、注意喚起の看板は必要ではないかというお話をいただきましたし、やはり弊社としても、風力発電事業者として、ここについては注意喚起の必要があると感じておりますので、こういった表現となっております。迂回路につきましては、鶴岡市様との今までのお話し合いの中では迂回路というお話は出てこなかったものですから、先生のご指摘も踏まえまして、今後も鶴岡市様と協議させていただきたいと思います。
- 野堀委員 : そのページの上の方、1行目ですけれども、「ヤードの東側に新たに設置される工事用道路も供用時は残るため利用可能である」と書いてあります。そこを迂回路に提案するというようなことは、実際にできるのではないかと思います。
- 事業者 : おっしゃるとおりだと思います。
- 野堀委員 : なおかつ、ブレードが上を通っても、もちろんいいわけですし、その場合は散策する人の自由ですけれども、そこにどういう意味があるのかをちゃんと看板に書かなければいけないのではないかと思います。
- 事業者 : かしこまりました、ご意見参考にさせていただきたいと思います。
- 中島会長 : はい、ありがとうございます。質問は以上4つになりますけれども、ひとつ特にクマタカについては大きな課題になりますので、今後の委員会の最終的な意見は十分にまた考えさせていただくということになると思います。よろしくお願ひします。以上でよろしいですね。
- (委員より異議なし)
- では事業者の皆様、退出していただいて結構です。本日は誠にありがとうございました。

(事業者が退出)

中島会長 : 色々ご議論やご指摘をしていただきましたけれども、この案件について委員の方々からもうひとつふたつ何かご意見はございませんでしょうか。

横山委員 : 事後調査に関して、今回のクマタカや植物の件もそうですが、何か問題が生じた時にどうするのか、ということはある程度考えていただいた方がいいと思います。植物の場合だと、確かに今回私の指摘したことは、少し安全側に振り過ぎているかもしれません、たとえばイイヌマムカゴは全数移植することになりますが、あまり移植の簡単な植物ではないので、場合によっては移植個体が全滅ということも十分あり得ることです。その時に、もちろんそうなってからでは遅いのですが、そうなりそうになった時に、何をどうするかと。今それは、状況を見て適切に判断する、というようなことが書いてありますけど、やはりもう少し具体性のある対応があるといいと思います。クマタカに関しても下手をすると、たとえば野堀先生がおっしゃったように、1号機と2号機でも10年に1羽、全部足すとここにも書いてありますが、年あたり0.25なので、4年に1羽ということになってしまいます。4年に1羽叩き落としてしまうのであれば、この辺りのつがいを20年で全て叩き落してしまうということになりかねません。その予測は少し真剣に考えていただいて、もし不幸にして1羽叩き落してしまった場合は、停めるというような措置も場合によっては必要なのかなと思います。事後調査の結果、何か問題が生じた時に、どう対応するのか、もう少し具体的な記述があるといいのではという気がします。あまり事後調査には踏み込まないことが多いのですが、特に取り返しのつかないような生物が回りに結構いますので。

上木委員 : 移植すること自体にコストがかかるから問題になるということですけども、移植してもらった方がいいのではないかなと思います。

横山委員 : 移植の仕方によってコストが変わるので、どうしてもコストがかかるということであれば、コストがかかりにくい移植の仕方を検討することは可能です。

上木委員 : 絶対移植に成功しなくてはいけない、ということではなくて。全く移植しないよりはいいですよね。

横山委員 : もちろん、移植せずに生息地が残るということが一番良いのですが、潰してしまうよりは個体が残ることを選択すると、植物の場合は移植となります。その場合、こちらの要望としては、よく考えて移植してくださいということです。例えば、移植に不適な時期にしてしまったとか、移植に向かない方法を取っているとか、明らかにおかしなことがあって、聞いただけでもだめだ、というようなことはせめてないように。ちゃんとやっていただいた上で、それでも不確定要素はありますので。

中島会長 : ありがとうございます。重要なご指摘だと思いますので、後で事務局の方から事業者の方に調整していただくとか、あるいはこの審査会としての意見として盛り込めるかどうかということを含めて検討させていただきました

いと思います。

- 野堀委員 : この準備書自体は非公開版になっているんですけども、さきほどのバードストライクが起きる可能性を提示している表がホームページに載るのであれば、クマタカ保護の人達は、バードアタックがはっきりわかっているのに何故作ったんだ、環境影響評価審査会はアタックがあるということがわかつっていたのに認めているのか、と言われることになるのではないかという気がします。
- 東委員 : お話つながりますけど、結局さきほどおっしゃったように、限りなくゼロに近い衝突予想区のところを選べない事情が事業コスト面ですでにあるとしたら、そこに踏み込むことは結局できなくなってしまうわけですよね。「9基を7基に減らしたから、すごく配慮したでしょ」と言われても、「じゃあ5基にしたらどうなの」とこちらから言えなくなってしまうわけですよね。「事業として成り立たないから、こうはできないです」と言われてしまうと。そうするとこの選択肢自体が提示しているのにもかかわらず、野堀先生がおっしゃるように「こうだけ選べないんだよ」という結論を皆で認めてしまうことになるので、そこはこの会の意図として、そこには踏み込まない、ということでやっていることなのだと思うのですが、一般市民には納得させづらい面があると思います。単純に見て、どうしてここは隙間が空いているのか、と思ってしまうので。
- 横山委員 : 風況の図も粗い図なので、あれだけだと特に、6、7号機と5号機までの間の空いている部分に何故置けないのか、そこもつがいの位置の関係で、できるだけつがいの使う範囲の端の方に寄せるようにしているようですが。動かせるなら、確かにその方がいいと思います。
- 野堀委員 : 環境影響評価委員の希望としては、空いているところに、アタックのないところ、率の低いところ、「千年に1羽なら仕方がない」というくらいのところに変更してほしい、という意見は出せるのではないかと思います。
- 横山委員 : 簡単な試算結果のようなものを出していただけるといいですね、「2パターンとか3パターンくらい考えたんだけど、これだとちょっとね」というような。なかなかそこまで踏み込んだ指摘は準備書の中でできないかもしれません、「いや、どうしても事業の関係でこうなんです」というところが欲しいですね、お金がかかり過ぎるとか、採算がとれないとか、わかる資料があるといいですね。風力発電の案件は、これからまた出てくると思うので。
- 中島会長 : 事前質問の中でも、最大9基だったのが7基になった経緯とかを聞きましたけれど、工事の都合とか予算もあると思うのですが、尾根が狭いということなんですね。そうすると、もしかすると土砂のこぼれる危険性もあるのかなと、忖度して考えるとそう思いますけれども。そういうことは環境影響からすると、やはりこの審査会としては少し違うのかなという感じもしますので、そのところを審査会としては、事業者の方と何とか話を進めていきたいと思いますが、いかがですか。

- 野堀委員 : 事務局も難しいところですね。
- 事務局 : 県内の風力発電の審査に関しましては、自主アセスでは西遊佐で事例ございますけれども、法アセスは今回初めての事例ですので、準備書に対して具体的にどのような意見を出すかということは、他県の事例等も参考にするなど、ご相談しながらまとめさせていただければと思います。
- 中島会長 : わかりました。それでは時間も随分経ちましたので、最初の案件についてはこのあたりで終わりたいと思います。次の案件に移りますが、少し休憩を取ります。

(一時休憩)

- 中島会長 : それでは次の議題に移ります。続いては、(仮称)吾妻高原風力発電事業環境影響評価方法書に対する山形県環境影響評価審査会の意見についてです。事務局の方から、事業概要を説明してください。
- 事務局 : (事業概要及び資料について説明)
- 中島会長 : こちらの案件は隣県ということで、県境からも若干離れているようですが、その中でも猛禽類を中心としたところに影響があるかもしれないということです。それでは意見とか質問がありましたら、お願ひします。
- 東委員 : 事前質問に出そうかどうか迷ったんですけども、50ページにイヌワシ分布メッシュ図とクマタカ分布メッシュ図という、平成29年1月なのでかなり新しいメッシュ図があります。このメッシュ図を見ると、今回対象事業実施区域が一番端にあって、端にあるということは、これからフロントラインというのでしょうか、分布が拡大していくのか縮小していくのかわかりませんけれども、一番影響を受け易いボーダーラインのところだということがわかります。それを見ながら、242ページに専門家等の意見というところがありまして、鳥類の専門家がどういうわけか希少猛禽類について「クマタカ等は生息していないと考えられることから1年間の調査で問題ないだろう」という意見を出していて、それに対して事業者が「その通りに実施します」と答えているのですが、これだけの資料が出ているのですから、それに応じた調査が必要なのではないかなと思いました。
- 中島会長 : ありがとうございます。そこに相当するところで、参考資料3なんですが、3月に行われた福島県の環境影響評価審査会議事録の4ページ一番下のところに、「福島県側に希少猛禽類の営巣は確認されておりませんが、山形県にはずらっと並んでいる可能性があります」とあります。やはりこれだけの深い山になると、いないことはないと思いますので、そのあたりはしっかり確認をとっていただくというような方向性ではないかと思います。そのあたりを事業者に聞いてみてもよろしいでしょうか。
- 事務局 : そうですね。
- 中島会長 : では、のちほど事業者に聞いてみたいと思います。その他、山形県に關係のありそうなところはいかがでしょうか。

小杉委員 : 要約書の 40 ページに、騒音・低周波音の調査位置ということで、事業対象地から一番近い板谷地区で調査をするということになっていますけれども、ほぼ同じくらいの圏内に五色温泉というのがありますので、そこでも調査をしていただけないかと思います。温泉地というのは病院とか学校ではないにしても、自然の静けさを味わうところですので、騒音とか低周波音の影響があるのか、調査することは重要ではないかなと思います。

中島会長 : 直線距離からすると、五色温泉の方が近いかも知れませんね。

小杉委員 : 2 キロメートルくらいのところにあると思います。

中島会長 : たぶん山も谷も深いので、ということなのかと思いますけれども、そのところは事業者に確認をしてみましょうか。

県境から少し離れているとか、あるいは谷もひとつ離れている这样一个で、直接地を這うような動物等への影響は少ないのかなという気がしますけれども。このようなところでいかがでしょうか。

(委員より異議なし)

この件は今回この方法書ですけれども、次回の準備書はまた出てくることになりますか。

事務局 : 今回、御議論をいただいて、意見の中で「やらなくていい」ということがない限り、当然出でます。

中島会長 : かなり影響が少ないとは思いますけれども、特に猛禽類等については具体的に風車の設置場所などが出てきてからまた議論が出てくるかと思いますね。まずはこの方法書に関しては、今くらいの質問ということでおろしいですか。

野堀委員 : 私は事前質問で、県境をまたぐ保護林とか、緑の回廊などもおさえてほしいと言ったら、そのデータもきちんと出てきていて、緑の回廊にもぎりぎり入っていなかったので、質問自体の根拠がなくなってしまいました。

横山委員 : もともと牧草地ですか。

野堀委員 : そうですね。県境をまたぐ緑の回廊もありますが、そのすぐ隣でした。

中島会長 : それでは、この 2 件についてということで。

事務局 : 項目については、イヌワシの調査と騒音の調査地点の 2 点ということでよろしければ引き続き事業者をお呼びします。

(委員より異議なし、事業者入室)

中島会長 : 本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。私は、山形県環境影響評価審査会の中島です。まずは事業者の皆様の自己紹介をお願いいたします。

事業者 : (自己紹介)

中島会長 : ありがとうございます。では早速ですけれども、委員の方から質問が幾つかあります。事務局の方で質問の項目を読み上げた後、委員の方から直接質問をさせていただきますので、事業者の方はそれに回答してください。それでは事務局、進めて下さい。

事務局 : 本日の審査会で委員の皆様から 2 件の質問がございます。始めの質問は

イヌワシの調査に関する質問でございます。東委員、お願ひします。

東委員：よろしくお願ひします。方法書 242 ページ「専門家等の意見概要」というところで、鳥類に関してクマタカ等の希少猛禽類は「生息していないと考えられることから 1 年間の調査で問題ないだろう」との意見が出されて、それに対して事業者側から「その意見を踏まえて調査を実施します」とお答えされているのですが、50 ページを見ますと「イヌワシの分布メッシュ図」「クマタカの分布メッシュ図」には対象事業実施区域が生息区域として含まれていることがわかるので、猛禽類について詳しい調査をしていただきたいと思いました。

中島会長：そのあたりについての認識はいかがでしょうか。

事業者：今、ご指摘のございました 242 ページ、専門家のご意見として、クマタカ等は生息していないと考えられる、とお言葉いただいておりますが、あくまでも参考意見として賜っておりますので、猛禽類の調査というのはしっかり行ってまいりたいと考えております。調査が終わった後にまた調査結果をお示しするような形で考えております。

中島会長：その場合、山形県側も何キロメートルかに渡って調査することになるのでしょうか。

事業者：猛禽類については、調査範囲を広くとって、山形県側もカバーできるような形で調査を行います。

中島会長：ありがとうございました。ただいまの回答でよろしいでしょうか。  
(委員より異議なし)

では、次の質間に移りたいと思います。

事務局：次の質問は、騒音及び低周波音の調査地点に関する質問です。それでは小杉委員、お願ひいたします。

小杉委員：小杉と申します、よろしくお願ひいたします。山形県側に影響のある可能性として、騒音等があげられると思うんですけれども、要約書の 40 ページの、山形県側の騒音等の調査地点として最も事業予定地から近いところとして板谷地区が選定されています。ほぼ同じ距離に、五色温泉という温泉がありまして、そこも調査地点としていただくといいのかと思いました。温泉地と言うのは、自然に触れ合う場ですし、特に静かさを体感するということがあると思いますので、騒音の影響というのを事前に調査しておくのは重要なことではないかと考えます。以上です。

中島会長：そのあたりについては、いかがお考えでしょうか。

事業者：板谷地区を選定したのは、集落として多く人が住まわれている、という観点から選択したと思いますが、五色温泉は観光地として米沢市さんの方でも重要に考えていると思いますので、五色温泉についても調査地点として、含めて検討していきたいと思います。

小杉委員：ありがとうございます、よろしくお願ひいたします。

中島会長：ありがとうございます。五色温泉も調査地として加えていただけるよう検討していただくということでお願いします。

以上で、こちらで用意した質問は終わりになりますが、よろしいでしょうか。

(委員より異議なし)

では質問の方は終わりますので、事業者の皆さん退出していただいて結構です。本日は本当にありがとうございました。

事 業 者 : ありがとうございました

(事業者退出)

中島会長 : それでは、この案件について委員の皆様からその他、何かご意見等ございますか。

横山委員 : こういう案件、これから増えるでしょうか。前に、秋田の鳥海ダムとかもありましたけれども。

事 務 局 : 隣接しているといつても、事業用地から1キロメートル離れているとか判断基準もありますので、極端に増えていくということはないと思います。

横山委員 : むしろ、生き物は境界がないので。植物は大体、足元だけやれば片がつくんですけど。動物は動きますのでやっていただければ安心なのかなと思います。

中島会長 : では、2件が一応終了したということで、このあたりでまとめたいと思います。特に最初の案件につきましては難しいところもございますけれども、もう少し事務局とも詰めながら進めてまいりたいと思います。意見の案は、私の方に一任していただいて、させていただきたいと思います。

では、本日の審議に基づいて、案をまとめて、一度皆さんに確認していただいて、その後で県に提出するというふうにしたいと思います。事務局の方から何かございますか。

事 務 局 : こちらで、今回出た意見につきまして、会長からも御指導いただきながらまとめていきたいと思いますけれども、さきほど少しお話しさせていただきましたが、知事意見については経産省のほうにお出ししまして、経産省から勧告ということになりますので、どういった形で知事意見が盛り込まれるかといったことについては、確認しながらより良い、環境に配慮した計画になるようにという視点で取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

中島会長 : それでは審議を終了したいと思います。積極的なご審議をいただきましてありがとうございました。

事 務 局 : 中島会長、ありがとうございました。第30回山形県環境影響評価審査会を閉会いたします。

(終了：午後4時30分)